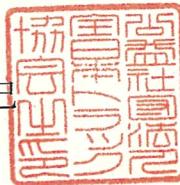


全ト協発第511号(輸)  
平成30年1月11日

各都道府県トラック協会  
会長様

(公社)全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る  
事故防止の徹底について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、消防庁危険物保安室長より通達がありました。

昨年12月26日、千葉県内のセルフ形式の給油取扱所（ガソリンスタンド）において、ガソリンが混入した灯油を顧客に販売した事案が発生しましたが、事故原因については、現在調査中ながら、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）からの荷卸し作業時に、給油取扱所並びに移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が相互に立会うことを怠ったため、と考えられるということです。

つきましては、ガソリンが混入した灯油を顧客が使用すると、火災が発生する危険性が極めて高く、こうした事故の防止徹底が大変重要であることから、貴協会傘下の各事業者に対して、下記の事項のさらなる徹底を周知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1 単独荷卸し<sup>\*</sup>を行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

\* 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成17年消防危第245号）に基づき、給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が単独で荷卸しを行うことをいう。

2 荷卸し時の立会いにおいては、次の事項に留意すること。

ア 給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸し作業に際して、危険物の品名、受入タンクの注入口、受入量等について相互に



確認すること。

イ 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所の各タンク室に積載している危険物の品名、数量等を再確認するとともに、適切な手順に従って荷卸し作業を行うこと。

ウ 給油取扱所の危険物取扱者は、荷卸し終了時には、地下タンクの危険物の量を確認すること等により、適切に荷卸しが実施されたことを確認すること。

以上

## ガソリンが混入した灯油の販売事案の概要

### 1 発生日時

発生日時：平成 29 年 12 月 26 日 14 時 50 分頃～19 時  
処理完了日時：平成 29 年 12 月 27 日 19 時頃

### 2 発生場所

千葉県千葉市の営業用給油取扱所（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）  
※単独荷卸しは運用されていない。

### 3 概要

給油取扱所の灯油の地下タンクに、何らかの原因によりガソリンが混入し、  
12 月 26 日 14 時 50 分頃から 19 時までの間、ガソリンが混入した灯油を顧客  
16 人に約 400 リットルを販売したもの。

翌 27 日 19 時頃に 16 人全員から回収を完了した。

### 4 消防本部の対応

灯油計量機の使用に関して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 12 条の  
3 第 1 項に基づく緊急使用停止命令を千葉市長から発令するとともに、防災  
行政無線、市ホームページ等による広報を実施した。

### 5 経緯

現在のところ、関係者からは、以下の内容を聞き取っている。

- 12 月 26 日に荷卸しを行う際、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、給  
油取扱所の従業員から、遠方注入口のボックスの鍵と地下タンクの残量を  
示すメモが手渡された後、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸し  
作業が行われた。
- 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が灯油を貯蔵する地下タンクへ荷卸し  
を行ったところ、満量を知らせる警報が鳴動したため、当該タンクへの荷  
卸しを中止し、当該タンクから移動タンク貯蔵所へ灯油の一部を戻し、別  
の灯油を貯蔵する地下タンクへ再度荷卸しを行った。